

禁煙週間
5/31
~6/6

五月三十一日（木）から六月六日（水）は禁煙週間です。禁煙週間のテーマは「2」

28・3150

たばこの煙から子ども達をまもろう
」です。喫煙は吸う人・吸わない人両
方の健康に悪影響を与えます。保健セン
ターでは、禁煙相談を行っています。関
心のある方は保健センターに相談してく
ださい▼問合せ 保健センター 公

個人住民税の減免制度

雇用保険法に基づく基本手当を受給されている方で前年中の総所得金額等が二百万円以下の場合②一月二日以降に死亡した方の個人住民税で前年中の総所得金額等が「二百万円+三十三万円×扶養人數」以下の場合③納期のある月に長期療養（六ヶ月以上）を要する方で前年中の総所得金額等が二百万円以下の場合④一日現在、勤労学生の方（合計所得金額が六十五万円以下かつ給与所得以外の所得が十万円以下の場合）▼提出書類申請書、納税通知書、減免を受けよう

ご家庭で栽培された野菜を学校給食のためにお譲りください。地元で収穫された食材を学校給食に使用することで子どもたちの郷土

食材と使用時期		
食材	1個当たりの 食材の大きさ	使用時期
玉ねぎ	2Lサイズ	6月頃
とうがん	5kg程度	7月・9月頃
さつまいも	1kg程度	11月頃
大根	1kg程度	11月～2月頃

地元の野菜を学校給食へ

介護保険の施設サービス、短期入所サービスなどを利用した場合、住民税非課税世帯などの方であれば、「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けたことで、居住費（滞在費）・食費の自己負担額が軽減されます。現在、交付している認定証の有効期限は七月三十一日（火）までです。利用者には六月初旬に申請書類を送付しますので、必要事項を記入の上、保険課に提出してください▼**提出期限**（金）▼**提出先** 役場一階三番窓口保険課▼**問合せ** 保険課高齢者・介護係 28 . 0100

の生産物への関心と、生産者への感謝の気持ちを育みます。必要な数量など詳しくは、使用時期に給食センターへお問い合わせください。

昭和五十六年五月三十一日以前に着工された木造住宅を対象に無料耐震診断の申込みを受け付けています。専門の診断員を派遣し、一時間程度の診断を行います。後日、結果報告書をお渡しするとともに、耐震改修を行った場合の概算工事費、一般的な補強のアドバイスをしています。受付順に診断を行いますので、お早めにお申込みください▼申込み・問合せ 地域振興課

お預けのことはできませんのでご注意ください。▼問
合せ 建設課 土木・農政係 ☎ 28・0380



6/22
新給食センター建設
説明会

現在の給食センターは建設後四十年が経過し、老朽化しているため、建替を計画しています。皆様のご意見をお聞きするため、説明会を開催します。

とき
六月二十二日(金)午後七時
▼ところ
社会教育センター一階研修室二
問合せ 教育委員会事務局学校教育
係
☎ 28111

課環境保全係

28
•
0
9
1
6

また、ごみを捨てられない環境づくりとして、不法投棄禁止看板を役場窓口にて配布しています。ご希望の方はお問い合わせください▼問合せ 住民

オオキンケイギクの拡散防止